

せんとくん着ぐるみ操演及び操演企画運営業務委託事業者募集要項

1. 委託業務の概要

(1) 業務名

せんとくん着ぐるみ操演及び操演企画運営業務

(2) 目的

奈良県では、せんとくんによる観光振興を積極的に展開するために様々な場面に「せんとくん」を登場させ、奈良県観光の話題性を高めるため、せんとくん着ぐるみによる操演企画等を委託する。

(3) 委託内容

以下の業務を企画運営すること

1) 県が指定する以下の行事等におけるせんとくんの操演の実施

- ① 県公式行事など（別添資料）（30回程度）
- ② 大型ディスプレイのコンテンツ動画撮影（南部方面の吉野地域の復旧・復興応援活動）10回）
- ③ 大型ディスプレイのコンテンツ動画撮影（北部方面）（10回）

2) 独自企画によるせんとくんの操演の実施

本県の観光振興のために効果があると考える出演を独自に提案（20回程度）

- 例）・県内各地域の観光スポットにおいて、観光客を出迎えるパフォーマンスの操演企画演出
・修学旅行生など観光客をもてなすパフォーマンスの操演企画演出
・観光商品企画となるような操演企画演出

など

3) 貸与物品の管理・メンテナンスの実施

下記の貸与物品を適切に管理し、定期的なクリーニング及び必要に応じた補修をすること

- 貸与物品・・・既存のせんとくん着ぐるみ2体
新せんとくん着ぐるみ衣裳3種類各2着
新せんとくん着ぐるみ用物品（頭、ボディあんこ、手袋、靴）一式

4) その他

上記の業務を遂行遂行するために必要な体制を整備すること

- ① 「せんとくん」キャスト及びスタッフの確保
- ② 「せんとくん」の操演スケジュール調整

(4) 委託期間

平成24年4月1日（日）から平成25年3月31日（日）まで

(5) 提出書類の作成及び提出に要した経費は提案者の負担とする。

(6) 委託予定金額

委託料 5,400千円（消費税及び地方消費税込み）

2. 企画書等の提出

(1) 提出書類

① 運営企画書（任意様式）

上記記載の委託内容をどのように実施するのかをわかりやすく記載すること

- ・業務実施方針
- ・業務実施フロー図 等

② 参加申込書（別紙様式1）

③ 事業者概要書（別紙様式2）

④ 類似業務受注実績（別紙様式3）

⑤ 委託業務実施体制について（別紙様式4）

⑥ 見積書

(2) 提出部数

6部（正1部、副5部）

(3) 提出方法

持参または郵送

(4) 受付期間

平成24年2月28日(火)～平成24年3月21日(水) 午後5時まで(必着)
なお、持参する場合は土日祝日を除く、午前9時から午後5時まで
(正午から午後1時までの間は除く。)

(5) 提出先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県観光局ならの魅力創造課観光情報発信係
なお、郵送の場合は簡易書留等の確実な方法によるものとし、提出期限必着とすること

3. 応募スケジュール

平成24年2月28日(火)	公告公示、要項配布及び提案書・質疑受付開始
3月7日(水)	質疑受付終了(正午まで) 質疑及び回答の提供希望受付終了(正午まで)
3月8日(木)	質疑回答
3月21日(水)	公告公示及び提案書受付終了(午後5時まで)
3月26日、27日、28日(いずれかの日)	選定審査委員会開催(プレゼンテーション実施、選定)

4. 審査、事業者の決定

(1) 企画書等の審査

- ①審査は「せんとくん着ぐるみ操演及び操演企画運営事業者選定審査委員会」において行い、最も優れた事業者を選定する。なお、審査は非公開で行う。
- ②提出のあった企画書等については、プレゼンテーション審査を行う。なお、応募者多数の場合は、プレゼンテーション審査に先立ち書類選考を行う場合がある。
- ③審査結果は、審査終了後速やかに、応募者全員(書類選考を行った場合のプレゼンテーション審査結果については、書類選考通過者全員)に対して文書で通知する。
- ④プレゼンテーション審査は、平成24年3月26日、27日、28日のいずれかの日に行う予定ですが、時間等詳細は、後日応募者に対して連絡する。
- ⑤プレゼンテーションについては、応募者からの説明時間を20分以内とし、質疑応答を含めた1事業者あたりの時間は30分以内とする。プレゼンテーションは、今回提出していただく書類により行うことを基本とするが、詳細については、後日連絡する。

(2) 運営事業者との契約

- ①最も優れた提案であると認められた者に選定された提案者が運営事業者の候補者となり、契約締結の協議を行うことになるが、協議の結果契約締結の合意に達しなかった場合又は最優秀者が取消しとなった場合には、その者との契約を行わず、次点の者と協議を行う場合がある。
- ②契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。
 - 1) 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
 - 2) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
 - 3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
 - 4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
 - 5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - 6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が上記1)から5)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
 - 7) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記1)から5)のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合[上記6)に該当する場合を除く。]において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
 - 8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、

遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(3) その他

採択された事業計画は、県との協議等により、修正・変更を行う場合がある。

5. その他

(1) 委託業務等に関する質問については、次の期間に受け付ける。

質疑受付期間： 2月28日（火）～3月7日（水）正午まで

回答日： 平成23年3月8日（木）

なお、受け付けた質疑及び回答の提供を希望する場合は3月7日（水）までにFAX(0742-27-7744)で申し出ること。その際は法人名、担当者名及び連絡先（電話、FAX、Eメール）を明記すること。

(2) 運営企画書その他に虚偽の記載をした場合は、当該業務の運営企画書等を無効とし、契約締結後には、契約を解除することがある。

(3) 提出された書類は返却しない。また提出した運営企画書を奈良県に無断で他に使用することはできない。

(4) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、奈良県ならの魅力創造課の指示に従うこと。

(5) 委託期間中において、委託業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。